

港湾施設使用料及び道路占用料等の減免措置の実施について

道路河川管理課
港湾振興課

1 要旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活航路の運航事業者など、港湾施設を使用して事業を行い、人流・物流・賑わい創出等の機能を担う事業者が、売上の大幅な減少に直面していることに対応し、事業継続や雇用維持に要する多大なコスト負担を軽減するため、港湾施設使用料の減免を行い、港湾機能の維持を図る。

また、県からの休業・営業時間短縮の要請等を受け、厳しい経営状況に置かれている事業者に対し、道路等占用料の減免を実施する。

2 支援内容

(1) 港湾施設使用料

ア 対象使用料

現在、支払猶予措置の対象としている次の使用料

	使用料	主な使用者
港湾施設使用料	係留施設(棧橋・岸壁等)	一般旅客定期航路事業者、コンテナ定期航路事業者
	駐車場, 荷捌地, 野積場, 港湾施設用地(倉庫等敷地)	港運事業者
	上屋	港運事業者, 旅客ターミナルのテナント
	目的外使用	賑わい施設

イ 減免期間

R2年4月～6月(3ヶ月間)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及ぶ場合は、延長も含め、別途対応を検討する。

ウ 減免割合

港湾施設は、原則として、休業・営業時間短縮の要請等の対象とはなっていないが、売上が大幅に減少し厳しい経営環境に置かれている事業者の事業継続を支援し、港湾機能の維持を図るため、次のとおり減免する。

(ア) R2年4月, 5月又は6月の対前年同月の県内売上が30%以上減少 … 1/2減額

(イ) " " " " 50%以上減少 … 免除

(2) 道路等占用料

ア 対象占用料

現在、支払猶予措置の対象としている次の占用料

占用料	主な占用者
道路, 河川, 砂防設備, 海岸保全区域, 水域	道路等の機能に支障のない範囲で、突き出し看板等を設置する店舗等

イ 減免期間

R2年4月～6月(3ヶ月間)

ウ 減免割合

休業・営業時間短縮の要請等の対象となり、厳しい経営環境に置かれている事業者に対し、占用料を1/2に減額する。